

# 著作権Q&A

竹内 亮

第23回  
弁護士・弁理士(現代歌人協会会員)



**Q** 視覚障害者のために歌集や総合誌を点訳したいと思います。点訳について著作権法はどのように定めていますか。同じように、障害のある方に向けて歌集を読み上げた録音データを公開することはできますか。

**A** 今回は、歌集の点訳等を取り上げます。視覚障害のある方等に向けた「サビエ図書館」というサイトがあります。このサイトでは、大口玲子『ザベリオ』や小島ゆかり『馬上』を始め、数百冊の歌集の点字データが登録され、インターネットからダウンロードして利用できるようにされています。

ここでは、点字データへの変換により著作権法上の複製が、また、インターネットでの公開により公衆送信が行われています。これらの行為が著作権者である歌人等の許諾なく行われた場合、著作権者の権利を侵害することにならないでしょうか。

そうはなりません。著作権法は、公表された著作物について、特段条件を付けずに点訳して複製したり、点字データを公衆送信したり

することを認めているからです。この視覚障害者向けの点訳による複製と点字データの公衆送信は誰でもすることができ、著作権者から許諾を得る必要も、著作権者に利用料として対価を支払う必要もありません。また、著作権法上、点訳された複製は、視覚障害のない方も含めて使用することができます(ただし、冒頭に紹介したサビエ図書館では視覚障害者等を対象としているようです)。

短歌ではあまりないかもしれませんが、外国語から翻訳した上で点訳により複製したり、インターネットに掲載したりすることも認められています。

**○音声データ**  
朗読等の音声データを作成する場合はどうでしょうか。これについては、視覚障害のある方、身体障害により通常の書籍の取扱いが難しい方等のために必要な場合に、朗読等の音声データを作成したり、文字を拡大した写本を作成したりすることができます。これらも、点訳と同じように利用許諾や対価の支払は不要ですが、使用は障害のある方等向けに限られ、データの作成や公開ができるのも障害者等の施設や図書館等に限られます。また、既にオーディオブックが市販されている場合等は対象にならないことがあります。

なお、点訳や点字データのインターネット公開、朗読等の音声データの作成等のいずれについても、公表された著作物が対象です。未公表の著作物についてはすることができません。

このような点訳等は著作権者の許諾なしですることができ、対価の支払も必要ありません。

これらは、障害者の支援のために設けられた規定です。一般論としてこれらへの反対は多くないと思われませんが、それはそれとして著作権者の本来の権利が損なわれているのでしょうか。すこし考えてみたいと思います。

**○著作権は絶対でない**  
著作権というのはどういう権利でしょうか。学生に授業をするときは、禁止する権利であると説明します。

著作権者は、自身が著作権を有する著作物(たとえば、自身のつくった短歌)について、著作権法の定める利用方法(たとえば、出版、コピー、インターネットへの掲載)を独占することが認められています。独占するというのは、第三者がその行為をすることを禁止することができるということです(禁止する権利)。

では、引用という行為はどう考えればよいでしょうか。これまで何回か説明してきましたが、引用は、たとえば短歌の評論を書く場合に、第三者が著作権者の許諾

なしでその短歌を利用(出版、複製、インターネットへの掲載)することができるといって制度でした。ここでも対価の支払は必要ありません。引用や私的使用のための複製(個人的なコピー)、そして今回紹介した点訳による複製や点字データのインターネットによる公開等は、どれも著作権(禁止する権利)を制限することになるため「権利制限規定」という名前が付けられています。

以前、権利制限規定について、著作権があることが原則で、権利制限規定は本来ある権利を例外的に制限しているという説明をしたことがありますでしたが、正確ではありませんでした。

引用や私的使用のための複製のような権利制限規定の行為には、本来、著作権が及んでいないのです。引用によって著作権者が犠牲になっているのではなく、著作権は最初からそこにはないということになります。

自分の短歌が勝手に引用されて納得ができないというのは、自身の土地のはるか上空を飛行機が飛んでいくときに、その飛行機が自分の土地に侵入していると主張するのと似ています。そのような上空についての権利は土地の所有者にはそもそももなく、土地の所有者には侵害されていません。同じように著作権も絶対的な権利ではないのです。